

第4回 無電柱化推進のあり方検討委員会

平成29年4月21日

○蓮見分析官 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより第4回無電柱化推進のあり方検討委員会を開会させていただきます。

○蓮見分析官 開会に当たりまして、大臣官房審議官の増田より御挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

○増田大臣官房審議官 おはようございます。増田でございます。

今ごろ局長は衆議院の国土交通委員会で答弁の真っ最中だと思いますので、失礼して、私から御挨拶をさせていただきます。

この委員会も、ことし1月から4回目ということでございまして、先生方には今後の無電柱化推進のあり方であったり、方向性を御議論いただいているわけでございます。本日は、前半は無電柱化に係るお二方から御意見と現在の活動内容等々をお聞かせいただきまして、今後の議論に資することを考えております。その後は海外の無電柱化の状況でありましたり、無電柱化の歴史などを事務局から御説明させていただきまして、御議論いただければと考えております。

今さら申し上げるまでもないわけですがけれども、無電柱化は防災の観点であったり、安心で快適な空間確保という観点、それから良好な景観形成ということから非常に重要な施策だと認識しております。今の計画中は無電柱化の進捗状況がその前の5年に比べて少し停滞ぎみであるということもございまして、いろいろな御検討をお願いしているところでございます。

それから、もう御存じのことでございますけれども、昨年4月から直轄の緊急輸送道路については道路法第37条に基づいた電柱の新設禁止措置をとっているわけですがけれども、その後、都道府県などの管理する道路についてもいろいろ検討を進めていただきまして、この4月1日の時点で6府県2政令市の約5800kmについても同様の制限措置がかけられたところでございます。この中には1年ちょっと前の熊本の震災を受けました熊本県であったり、熊本市もそういう措置をしておられるということでございます。

こういう取り組みも含めまして、国交省としても今後とも無電柱化が推進できますよう精いっぱい頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

○蓮見分析官 ありがとうございます。

本日の資料の確認でございます。議事次第がございます。その下に配付資料一覧をつけてございます。このとおりお配りしてございます。何かありましたら、お申し出いただければと思います。

○蓮見分析官 議事に先立ちまして、屋井委員長から一言お願いをいたします。

○屋井委員長 第4回になりましたけれども、今回は特に年度初めのお忙しい時期、どう

もありがとうございます。きょうはヒアリングとしては最終回になるかもしれませんが、芦屋市長さん、日本ケーブルテレビ連盟からということで、どうもありがとうございます。

私事をちょっとだけ話させていただきます。この委員会が始まってから、ケーブル等が気になるわけでございます。3月にカナダ、アメリカの西海岸を回る機会がありまして、バンクーバーあたりも行っただけです。もちろん都心の中は一切電柱・電線はないと言っていいんですけども、ちょっと外れていくと、商業地も住宅地も御存じのように裏通りというか、ユーティリティ道路があって、そこに電線が走っている、ごみを出すような車も来る空間があって、表通りと裏通りという構成が欧米は多いですけども、そういう街並みになっている。

もう一カ所、オリンピックがあった後に開発された昔の倉庫街をイノベーションして、すてきなレストランがいっぱい建っている地区があって、これはレトロなところなんですけど、そこは電信柱が残ったままです。それを一つの古い街並みの魅力にしているような感じがありました。

日本も特別なそういう場所はあるかもしれませんが、前者の裏通りを見ていまして、日本の東京なんかには表通り、裏通りという構成がないと言われますが、改めて見ると、日本には裏通りしかないなという感じを極めて鮮明にしました。狭い空間の中に電信柱もあれば、ごみも出しているし、歩道すらないところをユーティリティの車両だけじゃなくて歩行者も自転車も車も走っているようなところが多いわけです。

そこについて、1つは電線の地中化という問題もやらなければいけないですが、それ以上に、道路空間をどう活用していくかという問題に帰着すると思います。今回は特にめり張りをつけて、我が国でも一層推進していこうということでありますが、道路全般にさまざまに関わってくる問題という視点も忘れずに検討を続けたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

○蓮見分析官 委員長、ありがとうございました。

報道関係の皆様申し上げます。カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

この先の議事については屋井委員長に進行をお願いいたします。委員長、どうぞよろしくお願いをいたします。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

○屋井委員長 早速でございますけれども、お手元に議事次第がございます。これまで委員会を3回開催してきましたので、委員会の概要と今回の委員会の議事について、まずは御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○蓮見分析官 事務局から御説明いたします。

これまで3回の委員会を開催してまいりました。第1回の委員会では、本日も参考資料1としてつけてございますが、無電柱化の現状の資料で、無電柱化の目的、費用負担、課題、低コストの取り組み、そして37条の占用の禁止制限等について御説明をいただきまし

た。

また、参考資料2でつけてございますが、主な検討の観点の資料で、今後御議論いただくに当たっての観点、基本的な方向、それから、施策として6点でございますが、無電柱化の推進に関する法律の関係条文も含めて御説明させていただきました。法律の全文については今回も参考資料として御用意してございます。適宜、ごらんいただければと思います。これらについて各委員から御質問、御意見等をいただいたところでございます。

第2回委員会、第3回委員会は、それぞれ無電柱化に関係する4名の方々からヒアリングを行いました。電線管理者、自治体の方、防災、通行の安全関係、観光等の立場からの御説明をいただいて議論していただいたところでございます。

本日の委員会は、審議官の挨拶にもありましたとおり、関係者からのヒアリングとして、電線管理者の団体でございます一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟様から、無電柱化を推進されている自治体として芦屋市様からお話をいただくこととしてございます。その後、海外の無電柱化の状況、無電柱化の歴史、そして委員の意見とヒアリングの概要についてを事務局から説明し、御議論を賜りたいと存じてございます。

以上でございます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。きょうは、こういう段取りで進めさせていただきます。

(1) 関係者からのヒアリング

○屋井委員長 早速ですけれども、議事の(1)関係者からのヒアリングということでございます。それぞれの御発表の後に質疑の時間を設けさせていただきます。

・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

○屋井委員長 初めに、日本ケーブルテレビ連盟から御説明をお願いします。本日は日本ケーブルテレビ連盟の放送制度部部長代理の小山一樹様にお越しいただいております。よろしくお願いたします。

○小山部長代理 日本ケーブルテレビ連盟の小山といいます。

きょうは、屋井委員長を初めとして、委員の皆様、道路局の皆様、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。座って資料を説明させていただきます。

まず、お手元の資料1-1に沿って説明をさせていただきたいと思っております。1枚めくっていただきますと、本日の資料の概要として、まずはケーブルテレビというものを耳では何となく聞いたことはあるかと思いますが、こういったものですかというところを少し御説明した上で、これまでケーブルテレビがどういった形で無電柱化に取り組んできたかというブロックと、今後に向けた取り組みというところでケーブルテレビが独自にやっていたいかなければいけないもの、あるいはここにいらっしゃる皆様と御協力をしていながら進めていきたいものというところで、全部で4つのブロックに分けて資料を作成しております。

1枚、おめくりください。ページ番号が右肩上に3ページという形で記載しております。

こちらはケーブルテレビの概要と役割・位置づけという形で簡単に漫画にしたものでございます。ケーブルテレビ自体は地上波の再放送が最初の出発点になっておりまして、左側には放送系のサービスとして、多チャンネルのサービスであったり、地域密着のコミュニティチャンネルがありますし、右側には通信系のサービスとして、ブロードバンドのインターネット接続やIP電話あるいはVODといったもののサービスも行っております。それから、有線のサービスだけではなくて、無線系のサービスとして、最近では地域BWAやMVNOといったサービスを使った事業を行っている事業者もふえてきております。こういった総合面から多チャンネル放送、インターネット接続、IP電話サービスなどを通じて、地域に密着した重要な通信基盤としてケーブルテレビ業界は事業を行っております。

1 ページ、おめぐりください。4 ページ目になります。こちらはケーブルテレビの普及率を簡単に図示したものになります。全国47都道府県におきまして、ことし2月の最新調査の段階では約3036万世帯、日本全体の世帯数において54%の皆様に御利用いただいております。地域により普及率に違いはございますが、大きな普及率の要因としては、集合住宅の多い自治体ですとか、地元民放局が少ない自治体、地方行政がケーブルテレビを産業として育成していただいた自治体、こういったところでは高い普及率となっております。

次、おめぐりいただきまして、5 ページ目になります。日本ケーブルテレビ連盟の概要について簡単に御説明させていただきます。ケーブルテレビの事業者は全国で約370社が当方に加盟しております。370社を全国12の支部で束ねて事業の運営とサポートを行っております。各事業者は独立した経営を行っていますが、それを尊重しつつ、業界全体として課題の検討を行ったり、統一サービスの提供や地域コンテンツの提供を行っているのがケーブルテレビ連盟の役割という形になっております。

続いて、6 ページ目をごらんください。地域に根差したケーブルテレビという形で説明させていただければと思います。ケーブルテレビの特徴の一つとしては、コミュニティチャンネルが挙げられます。地域事業という特性を生かして、地元のイベント情報や商店街の情報紹介番組など、地元の自治体と連携して行政の情報ですとか、防災、防犯情報の提供も行っております。こういった日々の生活に密着したきめ細かい情報をお届けしているのがケーブルテレビでございます。こういったコミュニティチャンネルについては、ケーブルテレビが接続されている世帯であれば、どなたでもごらんいただけますので、御自宅のテレビで試していただければと思っております。

続きまして、ケーブルテレビの概要にもう少しおつき合いいただければと思っております。1 ページめくっていただきまして、7 ページ目になります。2020年に向けて各業界ではさまざまな取り組みが行われております。ケーブルテレビを含む放送業界についても、2020年、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、超高精細な4K、8K放送で立体感、臨場感ある映像を皆様にお届けすることを国の目的として取り組みが行われています。この表の中でもケーブルテレビ、IPTV、BS放送などの衛星放送を使って映像をお届けするというので、ケーブルテレビも非常に大事な役割をいただいております。

次の8 ページをごらんください。この先、無電柱化のお話をさせていただくに当たりまして、ケーブルテレビのネットワークの部分の部分を少し情報としてお入れしたいかなと思っております。

まず、ケーブルテレビのネットワーク特性ですが、左側にケーブルテレビ局という形で、真ん中に局舎の絵が描いてあります。そこから、お客様のお宅までお届けする方法が上段にありますHFC方式とFTTH方式というものと、2つに大きく分かれます。HFC方式は途中まで、オレンジ色の部分については光ファイバでネットワーク網を構成して、途中から以降は同軸ケーブルを使ってネットワークを構成している伝送路網になります。現在、日本のケーブルテレビの約9割はこちらのHFC方式を採用しております。下段になりますFTTH方式、今後ケーブルテレビのほうも切替が進んでいくんですが、現在の採用率では約1割という形になっておりますので、ケーブルテレビの電線といったときに、9割が同軸ケーブルと光ファイバとの混合施設、1割が光ファイバという形で見ていただければと思います。

続きまして、9ページ目になります。ここが先ほど申し上げましたネットワーク方式によって地中化の方式が違ってくるところでございます。上段が架空配線で構成されているときのネットワークのイメージ図です。電柱がありまして、それぞれの家々をつなぐために途中、途中に幹線の増幅器という機械を入れております。この同軸ケーブルは距離が伸びてしまいますと、電波の減衰が発生してしまいまして、サービスをお届けするところに至らないことになってしまいますので、それを補うために、ところどころに幹線の増幅器を設置して、その増幅器を稼働させるために、ところどころに電源供給器を置いてあります。

これを地中化する場合に、どうするかというところですが、それが下段になります。ケーブル自体は地中に埋められるものなので、地中の管路の中に埋めていきます。埋められないのが増幅器あるいは電源供給器といったものになります。こういった器材は水没してしまいますと故障の可能性がありますので、特殊部には設置をせず、地上機器、電力で使われている地上機器をイメージいただければよろしいんですが、こういった箱の中に設置をしまして、適所に置いているという形になっております。

ただ、電力事業者からも発言がありましたように、地上機器の置き場は無電柱化に対してハードルが高いところになっていきますので、我々ケーブルテレビ業界でも、なるべく道路上に置かないようにということで、現在では接続する道路に増幅器を設置したり、なるべく置かないような工夫を行っております。

1枚めくっていただきますと、10ページ目がFTTHで地中化をした場合ということになります。上段が架空線のイメージで、下段が地中化後のイメージという形になります。FTTHの場合には、特にクロージャは地中型というクロージャも出ておりますので、そういった機器を使う場合には特殊部の中に入れても問題ないという結果も出ていますから、地上に置く機器はなくなり、非常にシンプルな構成という形にはなっていきます。

次の11ページ目は、これまでにやってきたケーブルテレビの取り組みを簡単にまとめたところでございます。毎年、ケーブルテレビは全国で150の事業者が無電柱化事業に参画をさせていただいております。そのうち地区としては約7割が関東圏で、九州・近畿・東海でも活発に無電柱化事業が行われておりますので、そういったところでも地元のケーブルテレビ事業者が参画させていただいております。

ここまでの主な取り組みとしては、2014年4月から総務省、経済産業省、国土交通省、それから電力関係者の皆様、通信関係の皆様によりまして、本格的に無電柱化の低コスト

手法の検討が始まりました。我々ケーブルテレビ業界もそこに参画をさせていただきました、本日は御欠席のようですが、秋葉日本大学教授を委員長とします無電柱化低コスト技術手法検討委員会にもオブザーバーとして参加させていただきました。東京都、総務省とも個別に連携をしまして、無電柱化に関する各種検証あるいは議論をしながら課題をあぶり出して、自身で解決すべきところを探っているという状況でございます。

12ページ目は先ほどの低コスト委員会で実験をしましたイメージ図になります。皆様、こちらは御存じかと思っておりますので、細かい説明は割愛させていただきます。試験①、試験②、試験③ということで、大きく分けて3つのタイプの試験を行って、その結果を検証しているという形になります。

1枚おめくりいただきまして、13ページになります。こちらが今後に向けた取り組みということで、ここからはケーブルテレビとしてやっていかなければいけない部分を1ページにまとめております。ポイントとしては、大きく分けて2つあると認識しております。

1つ目は、今後、低コスト手法が進められていきますが、まだF T T H化が済んでおりませんので、今後行われるF T T H化を見据えた施工方法の確立が必要だと認識しております。ケーブルテレビの業界としてはF T T H化を進めていくんですが、そのタイミングと道路の無電柱化のタイミングが必ずしも一致するとは限っていないので、先行して従来工法であるH F C方式という形で地中化せざるを得ない地区も出てくるかと思っております。ですので、そういったときには将来対応をなるべく低コストでできるようにという方法を考えていくのが喫緊の課題かと認識しております。

真ん中にF T T H化への移行のイメージを書いております。無電柱化をするときに、わざわざ同軸ケーブルを埋めなくても最初から光ファイバを埋めればいいんじゃないのかという御意見もいただくかと思うんですが、F T T H化をするためには、例えば無電柱化を行う対象路線に光ファイバを張ればよいというだけではなくて、その上流の局内の施設ですとか、そういったところからの機器の交換が必要になってきます。

新たに光ファイバでのネットワークを組みますので、電柱に関しても増架の申請をかけたたり、そういった事務手続も入ってきますし、実際に光ファイバを張りめぐらさなければいけないという期間が生じてきますので、無電柱化のタイミングでお話が決まってからF T T H化をやった場合は、恐らく間に合わないケースが出てくるというのが現状でございます。

また、ネットワークとして光ファイバを張ったとしても、その先にはお客様がいらっしゃるわけで、お客様が「光のほうに乗りかえます」と言われないう限りは、こちらのほうからも強制的に切替ますということは難しい部分がございますので、一定の移行期間も必要になってきます。完全に設備を撤去するまでには少し時間がかかると見ていただければよろしいかと思っております。

2点目としては、無電柱化事業に関する業界内啓蒙活動というふうに記載しております。以前にも自治体から御意見がありましたように、自治体の御担当者でも無電柱化を実施したことがないというのが約3分の1を占められておりました。我々ケーブルテレビ業界でも、今まで幹線道路ですとか、市街地を中心に無電柱化が行われてきましたので、該当しないエリアを受け持っているケーブルテレビ局にとっては初めての無電柱化となるような事業者も多数出てくると認識しております。

ですので、ここは知見が豊富な地方整備局とか、そこにかかわる国道事務所の方が主体となっただきまして、自治体も含めた担当者の講習会ですとか、マニュアルの充実といったところで、今までの全員が知っている道路事業、無電柱化事業という形でなくて、初心者も入ってくるということで進めていただければと思っております。

次の14ページ目をおめくりください。こちらは、ケーブルテレビだけではなくて、これから先、ここにいらっしゃる皆様とともに考えていければと思っているところでございます。

共通課題1としておりますのが引き込みの共管共用化ということで、前回、NTT様からも資料の説明がございましたが、我々ケーブルテレビも引き込みの共用化を意見として申し上げたいと思っております。

無電柱化に当たりましては、工事期間が長い、あるいは地域住民の方からなかなか協力が得られないといったものが重要な課題の一つと認識をしております。引き込み管を一つに共用化することによって、事業者ごとの繰り返し工事は減らすこともできますし、それに伴い工事期間の短縮であったり、使う部材が減るわけですからコスト削減にもつながりますので、こちらについては大きな効果が出ると思われまます。

また、立ち上げの部分ですね、地上に出てくる部分については、お客様が一番気にされる場所ですから、複数管が立ち上がるよりは、1本の管もしくは電力と通信と分けなければいけない場合であっても、せいぜい2本の管という形でまとめられるのが一番きれいになるかと思っております。

ですので、今後、無電柱化の課題を解消して効率的な施工を実施するため、道路管理者による電線共同溝本体から民地内引き込み設備までの同時施工をやっていただけることが、工事期間の長さ、あるいは地域住民との関係の課題の解消につながるのかと考えております。

次の15ページ目に移ります。こちらは共通課題2としておりますが、無電柱化事業に関する整備手法の選択としております。今回の低コスト手法を加えますと、無電柱化の整備手法は従来方式に加わりまして選択肢が非常に広まってきたと認識をしております。

ただ、選択肢が広まる中で電線管理者は、無電柱化が終わった後、地域がどういうふうに変っていくのかということに非常に重要な関係を持っております。ですので、コスト削減というところで無電柱化の初期コストを抑えなければいけないというのが重要な課題だと認識しておりますが、その後の保守運用も含めたライフサイクルコストが最小となる手法を場所、場所に適した手法として御選択いただくのが一番適切かと思っております。

ですので、下に簡単な漫画を書いておりますが、需要変動が多いところでは現行の電線共同溝方式あるいはこれに準ずるFA管方式ですとか、こういったものが好ましいのかと。需要変動が少ないところでは、もちろん小型ボックスを活用することも十分可能だと思いますし、直接埋設方式に至りましては、埋めた後の対応が非常に難しい部分がありますので、なるべくであれば、需要変動が少ない、あるいはないところで使われる手法が望ましいのかと思います。

その辺を踏まえたところが16ページに続けて書いていただいております。初期の導入コスト、保守運用コストで比較していきますと、直接埋設方式は道路付帯物が減るものですから非常に安くなるというふうに伝えられておりますが、メンテナンスを考えますと、

掘削が前提になってしまいますので、電線管理者としては非常に負担が重くなっていくところになっていきます。ですので、ここに関しては地域の実情と将来性を見据えた整備手法を御検討いただきたいと思っております。

ここで、資料として資料1-2を入れさせていただいております。縦型の総務省の意見募集が表紙になった資料でございます。こちらは、まだ意見募集の段階ですから確定の原稿ではないんですが、非常に重要なことが書かれておりますので、委員の皆様にも御説明させていただきたいと思っております。

「ケーブルビジョン2020+～地域とともに未来を拓く宝箱～」ということで、めくっていただきますと、無電柱化への対応という項目が書かれております。先ほども申し上げておりますが、「ケーブルテレビ事業者は、伝送路の添架・共架先の電柱を保有する通信事業者や電力事業者と連携して無電柱化に取り組むことが必要となるが、ケーブルテレビ事業者の規模は様々であり、無電柱化は架空線に比べてコスト負担を伴うものであること等に鑑みると、無電柱化推進計画は、このような個々の事業者の状況を考慮したものとすることが求められるところである」ということで、事業者の規模も今回の推進計画の中で加味する材料としていただきたいというところが述べられております。

また、「地中に埋設されたケーブルの保護や故障時の保守面での課題等にも配慮が必要である」ということで、こちらの課題も全てクリアになった状態ではありませんので、こちらについても今後、引き続き皆様とともに共有させていただきたいと思っております。

資料1-1に戻りまして最後に、以前の委員会で「少し電線がふえてきたね」という御意見をいただいておりますというところで、電線がふえてきた理由として、1つには電力の需要がふえたということもありますけれども、下にある通信線がふえてきたということが大きな理由かと思われましたので、17ページは放送の観点から見た資料、18ページは通信の観点から見た資料ということで簡単にまとめております。

1970年代ころから建物が高層化してきまして、それに伴い電波障害が発生してきました。当時の電波障害は対策の範囲も非常に広がったことから、複数の受信障害施設が乱立するような形になってしまい、それがケーブル線をふやしたという一つの要因になっております。それから、1990年代にはケーブルテレビ業界も複数の事業者が参画をしましたので、ここも電線類をふやしてしまった一つの理由にはなっていると認識しております。

ただ、ケーブルテレビについては、そのネットワークを生かして、2011年に行われた地上デジタル放送に当たりましては既存の共聴施設を積極的に取り込んでいったり、2011年から2015年の間にはデジアナ変換といいまして、お持ちのアナログテレビでもそのままケーブルテレビ加入者は変換したデジタル放送が見られるといったサービスも行わせていただまして、そういったところでもネットワークを活用させていただいております。電線がふえてきましたので、電柱管理者の電力、NTTとも協議をしまして、共架位置のルールを決めたり、ケーブルを一つの束に束ねることによって、なるべく遊ばないようにという工夫もしております。

最後、18ページ目になります。こちらは通信の観点から見た資料になります。1985年に当時の日本電信電話公社が民営化され、今のNTTが生まれまして、そこから通信の自由競争が始まっております。95年にはケーブルテレビがインターネット事業を始めたり、2004年、2005年ぐらいからは電話事業が活発になったところで新規参入もふえております

ので、こういったところも通信線をふやしている一つの要因という形になっていると認識をしております。

一方で、サービスの種類がふえるわけですから、事業者ごとの競争も進んできまして、右側にグラフをつけておりますが、通信料金の推移ということでは通信料金をなるべく低くするというところでお客様の家計の財布にも貢献をしていると考えております。

最後になります。無電柱化という部分は法制化も含めて新たなステージに進んでいくんだと認識をしております。今後の推進に向けては、今まで技術論のところはいろいろと問題解決されてきましたが、費用負担の方法についても、新しいステージに進むに当たって現行のままでよいのか、ほかの方法を考えたほうがよいのかということについても御一考していただければと思っております。

長くなりましたが、以上でケーブルテレビからの説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

これから質疑応答に入りたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○鈴置委員 確認ですが、先ほどの10ページの説明でF T T H方式では地上機器が不要となるという話でしたが、それは後で出てきたような共同溝の場合とか直接埋設の場合を問わずという意味でしょうか。

○小山部長代理 特に電線共同溝方式だとか直接埋設方式問わず、F T T H方式であれば地上機器自体は不要となります。

○屋井委員長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。――皆さん、お考えの間に一点だけ。

技術面ばかりでなく費用面をというお話がありましたので、そう言われているのに若干恐縮なんですけども、今の話にもかかわりますが、9ページ、10ページで幹線の増幅器が……。前のページで、分岐増幅器で100mごとに増幅していますよね。地中に入ったときも同じように……。これは幹線増幅器だから違うか。でも、分岐増幅器は100mごとなのかな。

質問は、幹線増幅器の下に「20～30m」と書いてあるのは、このメートルの意味が何かというのをお答えいただけますか。9ページの無電柱化したときに、幹線増幅器と書いてあるんだけど、その下に「20～30m」と書いてあって、20mから30mごとにこれが必要というわけじゃないと思うので、お伺いしています。

○小山部長代理 幹線増幅器は、地上に置いてあるときには電線上に設置ができますので、物理的な減衰も含めて約100m間隔に置いております。それが地下にいった場合ですと、先ほど申し上げましたように、地上機器を100mごとに必ず置けるわけではないですし、その条件は高まりますので、横に書いてある接続する道路に増幅器を置いて、表には出さないようにという形をとっております。

ただ、増幅器を置いた場所から本線に対して近ければいいんですけれども、1本下がった電柱に増幅器を取りつけることが多いので、そこまでの距離が20から30mということですよ。

○屋井委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

最後に17、18ページで、従前からの議論がありましたので、非常にわかりやすい資料もおつけいただきまして、どうもありがとうございました。これで実際に規制緩和等が進み、複数の会社が出てきている場所も一部はある現状だと思いますが、今後、一つの方向は光ファイバになってくる、それは体力の問題もあるし、コスト負担の問題もあるから、地中化との関係はこれから議論しなければいけないところだと思います。一方で、新たな企業が新たに参入してくるような将来の可能性に関しては連盟としてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

地域的にそれぞれ一社ずつでやってきた。一部は複数が入っていますね。将来を見たときに、今の状態がそんなに変わることはないという理解でよろしいでしょうか。本数がふえてくることを考える必要があるのかどうかにもかかわるんですけど。

○小山部長代理 今は規制緩和されていますので、ケーブルテレビの事業者が同じ地区で2社、3社入ってくることも可能なんですけど、実際には既にネットワークを組んであったり、電柱の使えるポイントも限られておりますので、1地区1事業者が現状です。ですので、今後においても極端に一つの地区に複数のケーブルテレビ会社が入ってきて線がふえるといったことはないと思います。

ただ、今後、同軸ケーブルから光ファイバへの更新時期を迎えます。そうしますと、物理的に現在のネットワークと光ファイバのネットワークと一束化して束ねるようにはしますけど、線としては一時的にふやさざるを得ないということは御理解いただければと思っております。いずれはなくしていく方向にはしますけど、一時期は両方併存という期間が出ます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

○増田官房審議官 私から2点、お教えいただければと思います。

5ページの加盟事業者数369ということなんですけれども、非加盟の事業者もおられるのでしょうか。どれぐらいでしょうかというのが1点目です。

2点目は16ページで、直接埋設のときに事故があったときのという御懸念がありますが、ケーブルテレビ系で今までどれぐらい事故があったかとか、そういうデータは何かお持ちでしょうか。

その2点、御質問です。

○小山部長代理 ケーブルテレビ連盟に非加盟の事業者がいるかということですが、こちらについてはおります。共聴設備と言われるものも含めて、全国で500以上のケーブルテレビ事業者が存在しております。その中には再送信だけを行うものなども含まれておりますので、我々の連盟に加盟して営業的な活動をしているところは現行370社という形になっております。

○増田官房審議官 非加盟は500と370の間ということですか。

○小山部長代理 そうですね。あとは、500といったのは、総務省の取り扱いの中で500端子を超えるか超えないかというところで一つ枠があるんですね。ですので、それ以下のものも含めると、さらに数はふえる形になります。

もう一点はケーブルテレビにおける事故の記録ということなんですけど、昨年度から我々

のほうでも独自の調査を始めております。ただ、まだ調査期間が短いこともありまして、事故の件数としては把握しておるんですが、それが統計的にたまたま起こってしまった事故なのかどうかというところの分析までには至っておりません。そこまでの件数は起きておりません。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

時間になりましたので、次にまいりたいと思います。

・ 芦 屋 市

○屋井委員長 続けて、芦屋市長の山中健様から御説明をお願いします。よろしくお願ひします。

○山中芦屋市長 兵庫県芦屋市長の山中健でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

「芦屋市の無電柱化 国際文化住宅都市芦屋 災害に強く、より美しいまちを目指して」と題しまして、芦屋市の概要と無電柱化への取り組みを説明させていただきます。

まず芦屋市の概要でございます。兵庫県の南東部に位置して、南に大阪湾を臨み、北には緑豊かな六甲の山々が連なる四季彩りに包まれた人口約10万人、東西2km、南北9km、面積18平方キロの住宅都市となっております。北半分が山ということになります。22年前の阪神・淡路大震災の直前は8万8000人の人口がございましたけれども、7万4000人に一時減りましたが、その後、まちの復興とともに人口が戻りまして、当時を大きく上回ってきているところでございます。西隣に神戸市、東隣に西宮市、尼崎市、大阪市と連なる大阪湾に面したまちでございます。

無電柱化事業については、最終的な目標としては、芦屋市が日本初の電線のないまちとなることを目指しております。

4ページになります。ページ数がちょっと見づらくて申しわけございません。現状として、無電柱化が実施されている代表3カ所を御紹介させていただきます。

1カ所目は六麓荘という地域でございます。1928年、昭和3年、今から約90年近く前に六麓荘町という、市街地の中で一番北にある地域でございますが、この開発におきまして電線類の地中化が日本初の試みとして始まりまして。住宅地芦屋の中にあっても、この地域は別格でございます。現在でも敷地の平均が7、800㎡、約10年前に条例を施行しまして、400㎡以下では新築は建てられませんという条例を施行させていただいたところでございます。もちろんこのおうちからも大阪湾の夜景が一望に見られるという、とてもすばらしい地域でございます。

5ページからは現在の六麓荘町の様子でございます。ごらんのようなおうちが連なっております。町域の大半におきまして、無電柱化が実施されております。5ページ、6ページ、7ページと続きます。

8ページになりまして、山手幹線という神戸と大阪をつなぐ道路がございます。22年前の阪神・淡路大震災までは芦屋市が全線開通というところまで至ってなかったんですが、震災を契機にして事業が進んで、平成22年10月に全線開通をしたところでございます。全長約2.3kmにおいて無電柱化を整備いたしました。

山手幹線の現在の様子が写真で9ページ、10ページと挙げております。10ページの写真でございますが、手前側は神戸市でございますして、無電柱化が実施されておられません、芦屋市に入ると電線・電柱はないということでございます。別に神戸市の悪いことを言うわけではございませんが、後から整備いたしましたので、その分、無電柱化ができたということでもございます。

11ページになります。南芦屋浜という125ヘクタールの埋立地でございます。大阪湾に新たにつくられた埋立地でございますして、全ての土地が埋まっているというわけではございませんが、全域において無電柱化を実施しております。白いところはヨットハーバーでございますして、一戸建てのおうちが出たら、そこにヨットが係留されているという、何億とするようなおうちがこの近辺にございます。3000戸の計画でございますが、そこまではいっておりません。

12ページ、13ページは南芦屋浜地域の写真でございます。幹線道路、また13ページは細街路においても全て無電柱化を実施しているところでございます。

14ページになります。紹介させていただいたところ以外にも無電柱化を実施しております、現在の市道の無電柱化率は12.4%となっております。

現在進めている無電柱化事業について御紹介させていただきます。市街地のやや北側に位置します朝日ヶ丘町というところがございまして、ここも大変良好な住宅地でございます。さくら並木の参道がございまして、そこに無電柱化工事を計画して、今年度から工事に着手する予定でございます。

16ページ、ごらんのような写真、とてもきれいな道路でございます。老木が非常に多くて、台風でも来ると倒れそうな老木がかなりございます。110本ございますが、その約半分を伐採する予定でございます。その計画にあわせて無電柱化を実施していく予定でございます。

17ページは、さくら参道の現況でございます。山側から海側を見た風景でございます。電柱・電線が景観を損ねております。この秋から電線共同溝の工事に着手をいたしまして、平成31年度の完成を目指していきたいと思っております。電線・電柱がなくなれば、18ページのようなすっきりした通りに変わってまいります。

19ページは現状でございます。日本の主要都市における無電柱化率をあらわした表でございます。芦屋市は、おかげさまで非常に高いところでございますので、この数字をどんどん上げていって、日本で最初に電線・電柱のないまちを目指していきたいと思っております。

20ページは今後の展望でございます。まずは都市計画道路などの幹線道路を中心に進めていきたいと考えています。その中でも3つの観点をもって取り組んでいきたいと思っております。

1つ目は防災面です。22年前に大きな震災を経験しました。電柱が倒れて、道路が通れなくなって避難、また救助に支障を来しました。その経験を生かして、国道が2本ございますが、国道を初めとした緊急輸送道路から防災上重要な施設、市役所とか消防署とか病院とか避難所をつなぐ路線を「緊急輸送道路を補完するルート」として整備したいと考えております。

次に景観面でございます。特別景観地区であります芦屋川を初めとして、無電柱化を計

画しているところでございます。

3つ目は地域創生からの切り口でございます。地域の活性化を考慮して路線を選定していきたいと思っております。

21ページの防災面からでございます。22年前は一部損壊が4割、半壊が3割、全壊が2割と、実に93%もの家屋に被害が出る。自治体としては一番被害を受けた芦屋市として、電柱の倒壊等で救護・復旧に支障を来してはなりませんということの経験から無電柱化が進むことは大変重要なことであると認識をしております。

また、22ページの景観面からでもございます。日本で初めて全市を景観地区に指定いたしましたり、または芦屋川という特別景観地区にも指定しているところがございます。また昨年7月から独自の屋外広告物条例を施行して、屋上利用の禁止また壁面突出の原則禁止、住宅地域におけるのぼり旗の禁止など、厳しい規制をかけることによって良好な景観の形成を図っているところでございます。京都市をしのぐ日本一厳しい看板規制と言われております。

無電柱化と屋外広告物条例との両輪の施策でまちの景観を向上させていきたいと思えます。これは一部の地域ということではなくて全市、市全体が屋外広告物条例、そして看板規制と無電柱化ということになっていきます。

今後でございます。それに加えまして、道路改良工事を無電柱化工事とあわせて行うことによりまして、課題となっている自転車と歩行者の安全対策を講じて有効な自転車ネットワークの形成を進めていこうと考えております。また道路や歩道の積極的な活用として道路再整備を行うことにより、歩行者天国やベンチの設置なども進めていけるものと考えております。

無電柱化を進めるに当たりまして課題となっている点を御説明させていただきます。1つは地上機器でございます。隣接する敷地の利用に制限がかかるために敬遠される場所がございます。これから小型化あるいは地中化が望まれます。

次に、電力事業者の費用負担が大きいので、無電柱化に消極的な姿勢が見られる場所がございますので、補助金制度等で支援が必要だと思えます。

3つ目は既存の地下埋設物の移設費用でございます。道路が狭くなればなるほど電線類を埋めるスペースを確保するために既設の埋設物を移設する必要があります。これらの費用負担が大きくなっていくところでございます。

無電柱化法の施行によりまして期待することとしては、さらなる技術進歩によりまして電線類の直接埋設などによるコストの削減、また変圧器の小型化などが進むことで細街路での工事も容易になるものと思えます。あわせて、幹線道路及び開発区域において電柱または電線の設置を抑制すること。この2点により無電柱化が推進されるものと思えます。

また、関係事業者の役割が明確化されまして、それぞれの事業者において、より主体的な無電柱化の取り組みが加速すると思われまます。無電柱化推進法のこれらの規定に実効性が伴うことを期待したいと思います。そうなれば、本市としても積極的に法制度を活用して、今後も高い無電柱化率を更新していきまして、我が国の無電柱化を牽引していきたいと思っております。

最後に今後の取り組みを御紹介させていただきます。まずは推進計画の策定でございます。市が明確な方向性を示す必要があると考えております。それに対して、市民や各事業

者のコンセンサスを得て実効ある計画にする必要があります。

加えて、条例化についても取り組んでいきたいと思えます。幹線道路だけでなく大規模開発時にも電柱や電線の設置抑制を行い、少しでも無電柱化を進められるよう条例による制限を検討していきたいと思えます。

幸い議会も全員が後押しをしていただいております。現在、集会所トークといたしまして、市民とのタウンミーティングを行っております。市民からの意見は「まず無電柱化は大賛成だけれども」という前置きがあって、いろいろな御注文がってくるというぐらい、市民の意識も非常に高いところでございます。

以上、芦屋市における現状と無電柱化推進に係る課題、今後の取り組みについて説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

早速、質疑応答に入りたいと思えます。いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○松原委員 私は芦屋市には六麓荘等を拝見しに参ったことがあるのですが、六麓荘の場合には昭和の最初から電力会社で単独地中化をやられたということですね。それに対して南芦屋浜はどういうスキームでなさったのでしょうか。

前につくば市から、エリアとして無電柱化したけれどもその後電柱が建ってしまったので、昨年度、条例をつくって新築しないようにというように誘導したという話を伺っております。エリアとしてせつかく無電柱化しても、その後、建ってしまう可能性がある場合、これまでどうやって無電柱化を維持されてきたのでしょうか。それを伺いたたいと思えます。

それから、無電柱化推進法の12条に強い期待をしておられるということですね。今後、12条を使って抑制及び撤去を条例等に盛り込んでいけば新築されない、もしくは撤去されるようになっていくと思うんですけども、どういうふうにならされるつもりなのでしょうか。

その2点をお伺ひしたいと思えます。○山中芦屋市長 南芦屋浜については、北側に同じ125ヘクタールの芦屋浜という埋立地がございます。これは約40年前にできたまちでございます。そこは電柱・電線が張りめぐらされている地域でございます。震災前、20数年前に南芦屋浜という埋立地、芦屋浜と同じ面積の埋立地ができました。

そこは芦屋浜の教訓を生かしまして、県の施行でございますけれども、最初から電柱のない、電線のないまちをつくっていこうというコンセプトがございましたので、その方向で現在もでございます。これからは電柱の建てられないような条例化に向けて取り組んでいかなければならないと思えます。市民意識からしても、電柱が建つような、電線が張りめぐらされるような環境には全くないと思えます。

また、12条でございます。これから抑制・撤去していきますが、法を使わせていただきながら、今後、条例も施行して厳しく規制をしていきたいと思えます。

○松原委員 個人として勝手に建てしまったりする方は南芦屋浜等にはいないと理解していいんですか。

○山中芦屋市長 全くいないと思えます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでございますか。

○久保田委員 埼玉大学の久保田と申します。実は4回目にして初めて参加させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

コンセンサスというお話が最後に出てきたんですけれども、ここはすごく大事だと思うんですが、教えていただきたいのは順番ですね。優先順位といたしますか。行く行くは100%を目指されるという中で、どういう順番でやるということで市民のコンセンサスを得ようとしているのか。例えば幹線道路が先とありましたけれども、幹線道路の中でも、どういう順番でそこをやっつけようとしているのか。あるいは、さくら参道は必ずしも幹線道路でもないようにお見受けしますが、こういう道路を先にするということに対して周りの市民の方とどういう議論がされているのか、それを教えていただければと思います。

○山中芦屋市長 順番は計画を立てます。道路の改修工事の計画がございます。また、ガスあるいは水道、下水、この改修道路が計画的に今後何年の間にされるということがございますので、それにあわせて地中化していきたいと思っております。幹線道路はもちろんでありますけれども、細街路についても、その方向性でライフラインの計画とあわせて取り組んでいきたいと思っております。順番もそのような形でとっていききたいと思っております。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

ほかはいかかでしょうか。

○二村委員 東京女子大学の二村と申します。

先ほど松原先生から、六麓荘町に関しては電力会社がみずから負担をして、最初から無電柱化したんだというお話があったのですが、どういうときに電力会社は喜んで払うんでしょうかというのが疑問です。見るからに、六麓荘町はお金持ちがたくさんお住まいのようですから、高需要地域であるからということなんでしょうか。もしくは利用者から強い要望があったので動いたと考えたらよろしいのでしょうか。それが1点目です。

関連すると思うんですが、24ページ目の課題のところ、電力事業者の費用負担が多いので補助金制度等の確立が必要であるという文言があります。このような補助金制度は、現段階ではどのような状況にあるのでしょうか。また、今後これを拡充するという方向の計画がおありでしょうか。

この2点をお願いいたします。

○山中芦屋市長 六麓荘の開発は、六麓荘株式会社という会社が設立されまして、そこが開発をしたところでございますので、当時、電力会社等はかかわっていないです。

それから、補助金制度は現在、ございません。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。――じゃ、私からも一点。

六麓荘の話がありました。7ページあたりの写真を見ますと、チラッとグリーン色のボックスが右のほうに見えるんですが、基本的には地上機器なんかを道路上に置けるスペースはありませんから、民地の中にうまく入れているのでしょうか。それから、南芦屋浜のほうも開発時点でそういうことを考えた上で地下化しているということでしょうか、そこら辺はそういう理解をしているんです。

一方で、今もお話がありましたけれども、駅前周辺あるいは川沿いのところは、景観に配慮すべきところは多いかもしれません。スペースのかなり狭いところでトランスの問題はいつも議論されるんですけども、今までずっとやってこられたわけですが、改めて推進

計画等をつくり進めていくときに、合意形成にかかわりますけれども、そこら辺について芦屋市としての新しい方式というのか、考え方で取り組んでいこうという計画的な対応というか、お考えがおありなのか。合意形成は、全国的にも課題になっているところなんですけども、一番先進的に行われている芦屋市だからこそお聞きしたいんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○山中芦屋市長 六麓荘のトランスは、約90年近く前に開発されましたので、松原先生も御視察いただきましたけれども、まだ当時の大きいトランスがございます。六麓荘においてもそうですし、この辺も改良されてきておりますので、南芦屋浜でも改良された形で設置されているところがございます。

新しい方式の計画は、現在のところ具体的には持ち合わせておりませんが、朝日ヶ丘町のさくら参道については極力目立たない形で持っていこうとしております。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

○松原委員 私、さっき単独地中化と申し上げたのですが、電力需要が物すごく多いというふうに伺ったので、そう思っていたんですけども、開発した会社が負担したのだったら要請者負担というふうになるかもしれませんね。

追加でお伺いしたいのですが。六麓荘は昭和の最初だったので非常に大きなボックスが立っている。しかし、大きなお宅が多いので余り問題なく収容されているということなんですけど、先ほどケーブルテレビからお伺いしましたが、そちらでも別途地上機器が必要になるかもしれないとなりますと、今後、これ以外の道で無電柱化を進めていくときに、地上機器が倍にふえかねない。それに対して市民の皆様は相当反対されることになると思うんですね。

これはケーブルテレビにお伺いしたほうがいいのかもかもしれませんが、電力事業者と一緒にボックスを1個にするとか、その上で小さくしていくというのは技術的に可能とお考えなんでしょうか。もしくは、過渡期だけ地上機器が必要だという話でしたので、過渡期だから倍になっても我慢していただくというふうにお考えなのか。どうでしょうか。○山中芦屋市長 自治体の立場としては、技術がどんどん進歩してくると思いますので、これからも小さくなっていくのを期待しますし、そうなるかと確信をしております。

○小山部長代理 電力の地上機器とケーブルテレビの地上機器が一体化できるかという御質問ですけど、それぞれに機能が違いますので、一体化させることを検討したとしても、一体化したときに本当に2分の1のスペースになるかというのと、ならないと思います。逆に言うと、むしろ1カ所に大きな箱を2つ並べる、あるいは1.8倍ぐらいになるかもしれませんけれども、若干小さくなったとしても大きなスペースがかえって必要になるんだと思います。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

4ページに現状という図面がありますけれども、この中で既に無電柱化されている路線の中には、幹線系でなさそうな駅前や、駅周辺部が多いかもしれませんけれども、こういうところが既に無電柱化されています。そこでは民地側でトランス等を設置したという例はございますか。

○山中芦屋市長 極力公共施設に入れるようにしていますけど、民地に御協力いただいた

という具体的な例は覚えておりません。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。――どうもありがとうございました。

これでヒアリングを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

会議としては次の（２）にこのまま入らせていただきますので、お時間がおありでしたらあれですし、お時間がなさそうでしたら御退席いただいても結構です。よろしくお願ひしたいと思います。

○屋井委員長 議事進行のほうを進めさせていただきます。（２）海外の無電柱化の状況について、よろしくお願ひします。説明は井上室長からお願ひします。

○井上道路環境研究室長 国土技術政策総合研究所（国総研）から御説明させていただきます。

資料３、おめくりいただきまして、２ページをごらんください。海外調査結果のポイントを３点、示してございます。１点目は、海外では架空線が規制されている場合が存在するという点でございます。２点目は、地中化の事業主体は電線管理者であったということでございます。３点目は、海外においてはさまざまな技術開発、低コスト化が図られているということでございます。

まず海外の無電柱化の進捗状況について４ページから御説明をいたします。当方で調査いたしました2015年ころの各都市の無電柱化率でございます。我が国では、御案内のとおり、東京23区や大阪市でも5から7%ということでございますが、ヨーロッパにおきましてロンドン市、パリ市は100%、ドイツのハンブルク市で95%、アメリカではワシントンDCで65%、ニューヨーク市が83%、アジアでも無電柱化が進んでおりまして、台北市で85%、ベトナムも近年、無電柱化に取り組んでおりましてホーチミン市で17%ということでございます。

各都市の状況をごらんに入れたいと思います。５ページはロンドンの状況でございます。こちらでは19世紀後半に配電線が設置された当初から法的に規制されて地中化がなされているということでございます。

６ページはパリの状況でございます。こちらでも19世紀終わりの配電線の設置当初から、行政から電線管理者に許可条件として地中化を義務づけて現在に至っているということでございます。

７ページはハンブルクの状況でございます。当初、ここは架空線で設置されておったんですが、強風による被害がございまして、防災対策として数十年ほど前から無電柱化が進められたということでございます。

８ページがワシントンDCでございます。右の図面にありますように、青いところ、中心部で地中化が進んでおりまして、郊外部では赤いところ、まだ架空線が残っているということでございますが、近年、強風による被害がございまして、郊外でも無電柱化が進んでいるということでございます。

９ページがニューヨークの状況でございます。こちらでも架空線を張りめぐらせておりましたけれども、19世紀の終わりに強風による被害等ございまして、都心部のマンハッタン

で地中化が進んだということでございます。また近年のハリケーンの被害を受けまして、郊外でも無電柱化が進められているということでございます。

10ページは台湾の台北でございます。60年代より地中化に取り組みられておりまして、特に92年、国家建設6カ年計画の一環として地中化が位置づけられて急速に進んだということでございます。台風が多いということで、災害対策ですとか、景観の向上を目的としていると聞いております。

11ページが最近になって無電柱化が進んでおりますベトナムの状況、ホーチミン市でございます。市の人民委員会、すなわち地方政府が政策的に進めているということでございます。2020年までに中心部全て地中化するというところでございます。同様の無電柱化を首都ハノイでも進められていると聞いてございます。

13ページに架空線等の法的規制についてまとめてございます。ロンドンにおきましては19世紀、街灯建設におきまして、ガス事業者との公平性を考慮して架空線を禁止したということでございます。架空線を設置するには引き込み線を除いて承認が必要ということでございます。パリにおきましては、自治体と配電事業者との契約において地中化が義務づけられているということでございます。ニューヨークにおいては、先ほどお話ししましたような19世紀の終わりにマンハッタンでの架空線の地中化を義務づけたということでございます。我が国においては昨年直轄国道で緊急輸送道路での新設を禁止する規制をしておるところでございます。

次に整備手法についてでございます。15ページに埋設方法の違いについて、日本とロンドンを例にとり比較をいたしましたものでございます。日本におきましては主に管路方式でございます。管路の強度に車両荷重を考慮してケーブルを保護するという考え方で埋設しているところがございます。ロンドンでは直接埋設、管路方式、両方とられている。ケーブルの強度自体に車両の荷重を考慮しておりまして、管路は施工のしやすさという観点から、強度は土圧のみを考慮して設置するという設置の考え方がされているということでございます。

続きまして、16ページが事業主体についてまとめたものでございます。日本におきましては、道路管理者が管路を整備して、電力、通信事業者がケーブル等を整備しているということでございますが、海外においては、いずれにしても、電力、通信事業者が整備し管理しているということございました。

17ページには財政上の措置について比較したものでございます。我が国においては、管路等を道路事業として国・自治体が100%負担しているところがございますが、無電柱化の進んだ欧米等については、特にそういう措置がないということでございます。

現在、無電柱化を進めておりますワシントンDCですとか、台北、西オーストラリア州については、このような行政の補助があるということでございます。またアメリカのアナハイム市においては、行政が対象地区を指定するという関与をしているということでございます。これらについて詳しく御説明したいと思います。

18ページはワシントンDCの無電柱化事業でございます。DC PLUG事業と呼ばれてございます。DC交通局、すなわちワシントンDC、地方政府の道路管理者でございますが、それと配電事業者が総額10億ドルの事業費を5割ずつ負担して行っているということでございます。地方政府の出資分のうちの半分、全体の25%になりますが、こちらを予算で負

担して、残り半分は債権を発行している。その債権分と配電事業者の負担分ですから、合計して75%になりますけれども、これを全顧客の電気料金に上乗せするという形。年間ですと、一般家庭で数百円程度の負担になるようでございますけれども、そういった負担を顧客にお願いしているということでございます。

地中化している範囲は、右の図にありますように、1次配電線のみをコストの観点から地中化しているということございまして、これによって配電システムの信頼性ですとか、災害時の回復性が向上しているということで、全ての顧客の利益になると考えていると聞いてございます。

19ページはアメリカのカリフォルニア州のアナハイム市の例でございます。Rule20と呼ばれますカリフォルニア州の無電柱化の法律でございまして、景観向上等を目的として1967年から実施されているということでございます。アナハイム市におきましても、このRule20に基づいて無電柱化の条例を定めてございまして、市が定める対象地区については配電事業者が費用を負担し、電気料金に4%上乗せをしているということでございます。

20ページは西オーストラリア州の事例でございます。こちらは1994年の暴風雨災害や大規模停電を受けて無電柱化を推進しているということでございます。対象地区は州政府が自治体で公募いたします。その費用負担、表に示しておるようなところでございますが、事業は配電事業者が行いまして、その負担割合、特にことしからの第6期におきましては自治体が地元の土地所有者から負担を求めることができ、その負担の意思が地区選定の際に考慮されるという仕組みによって運用されるということでございます。

続きまして、低コスト化のためのさまざまな技術開発の状況について、23ページから御説明をしたいと思います。こちらは台湾の事例でございます。このように掘削を浅く狭くすることによって、掘削土量が相当削減されていると考えられます。また、埋め戻しにおきまして低強度のコンクリートを使用する。締め固めもしないですので、施工が1日で完了するというところでございます。掘削や埋め戻しの迅速化や低コスト化が図られていると考えております。

24ページは埋設を機械化し迅速化しているということが欧米でよく採用されているということでございます。掘削と埋設を同時に機械で行うと、1日で数百メートル、時に数キロぐらい施工するというところでございます。また、非開削で、推進工法で管路を施工ですとか、既設管路にケーブルを挿入していくという工法もとられておると聞いております。

25ページは既存ストックの活用をしている事例ということで、これも台湾のものでございます。側溝の内部に通信ケーブルを敷設していく。クロージャの中に入れられるように側溝のふたを改良する。漢字で読みますと「過溝蓋版工法（かこうがいばんこうほう）」といったようなことが行われている。またケーブルが道路を横断する際に、右の写真にありますようなアスファルトに切り込みを少し入れていきまして、そこにケーブルを埋める。それをシール剤で埋め戻す。「微管溝工法（びかんこうこうほう）」というものが行われております。こういった既存の空間を有効活用して低コスト化を図っているということでございます。

26ページ、我が国では埋設物の位置が明確でないということから、掘削する際には事前に試掘をする手間がある。また、しばしば切断する事故も発生するというところでございます。

す。各国において、ケーブルに I C タグを設置して、探査機に正確な位置を知らせるという工夫、あるいは道路の埋設物を G I S 上で一括管理しているという事例が幾つかございました。

いずれにしても、それぞれの国の地域の実情に応じて技術開発や低コスト化に取り組んできた成果であると考えておりました、我が国もこういった事例を参考にしながら、我が国の実情に応じた技術開発、低コスト化が図られるものと考えてございます。

説明は以上でございます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

せっかくの機会ですから、何か御質問や御意見ございますでしょうか。

○天野委員 ちょっと質問したいんです。

私もフランスには住んだことがあるので、無電柱化、電線がないのはよく存じ上げています。パリとか地方都市でも変圧器も見当たらないんですね。あちらでは、変圧器はビルの 1 階部分の柱か何かに入っているには見えるんですが、余りはっきりしないので、御存じなら教えていただけますか。

○屋井委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○井上道路環境研究室長 御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、海外におきましては、民地、大きなビルの中に設置したり、地下に設置するというので、道路上に地上機器をなるべく置かないという工夫が多数なされていると今回の調査結果で調査ができております。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

それから、200ボルトの国だとすると、設置間隔が広いので、公共用地か何かを使ってまとめて置いたり、そういう工夫もしているようですね。あとは民地側というかな、ビルディングの中でドーンと置いているところもありますね。

今回の調査で、最後のほうは技術的な面が出てきましたけれども、各国それぞれの法律制度あるいは計画やプログラム、こういうものをしっかり持って、整備すべき対象、プライオリティだとか、責任関係や負担関係、こういうものが明確になった上で進めているという、こういう姿はおおむねわかってきているところですね。ただ、それぞれの国の特徴に応じて、負担者も含めていろいろ違いがあるということもわかってきているということだと思います。

ほかはいかかでしょうか。よろしいですか。

さんざん西オーストラリアって言ったものだから、ちゃんと調べてくれて、どうもありがとうございました。住民の負担はことしから始まったわけじゃなくて、今までのプログラムはずっとそうやってきたはずですね。今回からいきなり住民が負担するぞなんて言ったら誰も払わないでしょう。今まで延長をどんどん広げてきたのを、ここでスキームをいきなり変えたとは私は思っていません。そこら辺は確認をしてください。

ほかはよろしいですか。——どうもありがとうございました。次にいきましょうか。

○屋井委員長 (3) 無電柱化の歴史についてということですね。蓮見さんからよろしく

お願いします。

○蓮見分析官 無電柱化の歴史について、資料4-1、A3の年表で御説明いたします。

これまで無電柱化について昭和61年度から6期の計画をつくって取り組んできたという御説明をさせていただいておりますが、さらに時代をさかのぼりまして経緯を御説明いたします。

年表の字が小さくて恐縮でございますが、年表の左から、日本で最初に電柱が建ちましたのは明治2年の横浜の灯台までの電信線のためという記録がございます。明治23年には電信線電話線建設条例、「電信線電話線の建設に際し土地所有者はこれを拒めない。公物管理者に通知の上、建設可能」という規定がございまして、電柱・電線の設置が非常に優先されていたことがわかります。明治時代は電力会社も開業してまいりまして、年表の下に赤い矢印で書いてございますが、電線管理者が架空で配線をしてきたという時代でございます。

一方、明治44年に地中配電線が初めて採用されるということで、これはビルなんかだと思えます。大正時代は架空配線と並行して地中配線もかなり積極的に行われていたようでございます。大正8年の電気工作物規定では市街地での原則地中化ととれる規定がございました。大正12年の関東大震災でも地中設備は余り被災しなかったと聞いてございます。下に緑の矢印で書かせていただいたとおりでございますが、昭和初期の東京文京区の住宅街の写真をつけさせていただいております。

このような中で、大正8年に旧道路法が制定されて、占用の取り扱い——現在の道路法と非常に近い規定で、義務占用が入っている条項でございます——が定められてございます。

その後、昭和に入りますと、不景気、戦時下になりますので、無電柱化は余り進展せず、終戦を迎えます。戦後復興においては非常に早く効率的に配電網や通信網を整備することが至上命題でございましたので、電柱を建てて架空線で整備する方式がとられ、これが標準となってございます。今までの地中化設備も架空に直されたと聞いてございます。日本が無電柱化で欧米などに大きくおくれをとった一因と考えてございます。

その後、電力会社、電電公社の設立、道路法、共同溝法——これはガスや水道を含む幹線の共同溝でございます——が制定されてまいります。改めて電線類の地中化が行われたのは昭和41年の銀座通りからでございます。このころから都心部を中心に電線管理者による単独地中化が行われ始めます。下の紫の矢印ですね。

昭和50年代になりますと、無電柱化に関係する幾つかの動きが出てまいります。1つは為替レートの関係の円高差益でございます。電力会社の莫大な利益を地中化に充てるべきという議論で、このときは日の目を見ない形になりました。もう一つ、これから発展が予想される光ファイバ網の整備を、電柱を使って行うのか、地中化で行うかという議論もなされたところでございます。

一方、国、建設省でも昭和58年にキャブシステムの試験施行を行いまして、昭和60年ごろの第2次円高差益問題を受けまして、電力会社も2000億円を地中化に投資することになって、これを受けて、いよいよ昭和61年度からの電線類地中化計画（第1期）策定に至ったという経緯でございます。

したがいまして、このころは架空方式が標準ではありますが、電線管理者による単独地

中化、道路管理者によるキャブシステムがそれぞれ並行して行われているということで、下に矢印が3本という状況になってございます。

その後、平成7年には、より地中化を推進するために電線共同溝法が成立いたしまして、構造のコンパクト化などが行われ、整備延長を伸ばしてきたという経緯でございます。

この間、中段のところにありますが、平成13年に情報通信技術の活用を踏まえた高度情報通信ネットワーク社会の形成を目指すIT戦略本部が設立され、公共事業者の電柱、管路等使用に関するガイドラインが策定されてございます。これによりまして、電柱への電線の共架が事実上解放され、新規通信網のための数多くの電線が張りめぐらされるようになったと考えてございます。

その後、平成16年、20年と景観法、歴史まちづくり法などで景観の観点から無電柱化を進める規定を有する法律が制定されました。平成25年には道路法が改正され、災害被害の拡大防止の観点から占用の規制制限ができるように措置され、平成28年には無電柱化の推進に関する法律が制定され現在に至ったというのが、駆け足で申し上げましたが、日本の無電柱化の歴史でございます。

このように無電柱化は電線管理者による単独地中化からスタートしたわけでありまして、昭和61年からは道路管理者も事業主体となって促進してきたという経緯でありまして、その内訳、ボリュームについては次の資料4-2で御説明したいと思います。

これは昭和61年からの第1期、第2期のころと、近年の平成16年からの第5期、第6期の方式別の無電柱化の延長を比較したものでございます。かつては半分弱でございますが、電線管理者による単独地中化が行われてございましたが、現在は9割が電線共同溝——これは道路管理者が事業主体となるものでございます——になってございます。平成7年以降はキャブシステムが電線共同溝に移ったとお考えいただいて結構でございますが、電線管理者の単独地中化はごくわずかとなっているという状況になってございます。

説明は以上でございます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。何か御意見、御質問……。

○松原委員 今お伺いした話ですと、平成16年以降は単独地中化はほとんどないということです。電柱・電線があることで、防災上であれ、交通の不便であれ、景観が思わしくなくなるということであれ、一言で言うと、外部不経済というものが電柱によって発生しているということですね。それに対して、電力会社にしても、通信会社にしても利益追求企業でございますから、フレームワークとして電柱を建てた方が利益が上がるのであれば、電柱を建てるモチベーションを持つのは当然のことだと思います。

この場合に問題になることに、占用料があると思うんですね。もともと法律上、禁止されていれば建てることはできませんが、それは置いておくと、現在のところ、占用料が1km当たりで2000万円ぐらいですか。それに対して、これまでの方式で地中化すると事業者にとって1億8000万円ぐらいかかってしまうと、9倍も地中化のほうがお金はかかってしまうということですから、電柱を建てたほうが差し引き1億6000万円ぐらい利益が上がってしまう。そうなれば当然、単独地中化する理由はなくなっちゃいますね。

ですので、これまでどうしてそんなに占用料が安かったのか。これは以前にもお伺いしたんですけれども、何かの形で占用料を上げないと、今後も事業者にとっては地中化する

理由がないとなってしまいます。

これはお金を取ること自体が目的ではないですから、場合によっては、前にどなたかの御意見にもあったかもしれませんが、一定期間を置いて地中化されれば、その間に徴収した占用料を返すということがあっても構わないと思います。とにかく、現状では電柱を建てるほうが合理的ですし、利益追求主体としては株主もそれを要求するのは当然ではないかと思えます。これに関しては、これまでどのように検討されたのでしょうか。いかがでしょうか。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

○海野道路利用調整室長 道路利用調整室長の海野と申します。

今御質問いただきました占用料については、現行の直轄国道の占用料の枠組みで申しますと、占用物件ごとに法令で単価を定めておりまして、その中で電柱の単価あるいは線類の単価を定めております。電柱の占用料の中に電線の占用料も事実上、溶け込むような枠組みとなっております。その中では、いわゆる御指摘の外部不経済といったような要素については考慮していないというのが現状になっております。

しかしながら、昨今の御指摘、外部不経済についても占用料の見直しの一環として考慮していくべきではないかという御指摘もいろいろいただいたことも受けまして、先週の金曜日の社会資本整備審議会の基本政策部会の中でも、外部不経済を考慮した占用料についても検討してまいりたいということで御審議いただいた状況でございますので、そこら辺については今後の検討課題とさせていただければと思っております。

○屋井委員長 よろしいでしょうか。

○山本委員 幾つか確認をさせていただきたいのです。

1つは昭和27年の道路法の説明がございまして、そこで義務占用の制度を導入したという話がございました。逆に言うと、それまでは道路法上は義務占用の制度にはなっていなかったのでしょうか。それから、この義務占用の制度を導入したのは経済復興を加速させるといいますか、それを重視するという趣旨でそのようになったのかという立法の趣旨を確認させていただきたいということが1点です。

2点目は、昭和59年のニューメディア網の整備における検討の部分で、先ほどもちょっと話がございましたが、CATV網や光ファイバ網を地中整備するかどうかという検討実施とあるのですが、これはどのような検討の結果になったのかということをお伺いしたいというのが第2点です。

第3点はごく簡単な確認ですが、平成25年の道路法改正で、37条でこのような措置が行われたということなのですが、これは東日本大震災が契機になったという理解でよろしいのでしょうか。25年の立法の契機といいますか、趣旨を確認したいということです。

○屋井委員長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○森山環境安全課長 1つ目の義務占用の件は、資料4-1の左側に記載していますが、明治時代の「電信線電話線建設条例」で、逓信省に通知する上で使えるというふうになってございました。

その後、大正8年に旧道路法ができてございますが、このときに道路法の道路を除外し、特例的にできると。ですので、主務大臣と協議するだけでいいというふうになってござい

ました。それを受けた形で昭和27年の道路法でも今に至る義務占用的な条項が出ているというふうに理解してございます。

それから、昭和59年の件でございます。このころにはニューメディアという話が盛り上がりそうだとということで、いずれ光ファイバ網等の整備が重要になるだろうという話がありました。ただ、これは運用ですので業界の話になると思うんですけども、それまでは電柱に対してはみだりに人に貸してなかったんですね。電力会社の場合には一社の方には貸しますよという運用がされたと聞いてございまして、結果的に、いろいろな方が入ってこれない。これはCATVの方が詳しいかもしれません。

ところが、いろいろ整備をやっていく上では、それでは光ファイバの整備が進まないということで、この資料でいいますと、平成13年のIT本部の中で、それは解放しろという話になりまして、そのときに共架についても基本的に混んでだめだというガイドラインができて、その後、電線の整備が進みまして、ネットワークの整備が進んできたというふうに理解してございます。

それから、37条、平成25年のことがございます。御指摘のとおり、東日本のことを踏まえて関連法を直すときに修正したということでございます。

以上でございます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがですか。

小さな質問になっちゃいますけど、昭和41年、東京銀座で無電柱化実現とあります。私も銀座の道路の地下の変圧施設というのかな、それを見学しに行ったこともあるんです。銀座のまちの中には地下にでっかい地下トランスがあるんですよ。

そういうのも含めてできたんでしょうけど、このときは電力会社がおやりになったということなんでしょうね。これは質問というより感想というか。公的負担というのは、道路管理者も含めてだけ、自治体あるいは国の支援はあったんですかね。改めて、あれは昭和41年だったんですね。わからなければ結構です。

○森山環境安全課長 資料4-2を見ますと、あたかも仕組みが変わったかのように……。かつては単独地中化があったけども、今はない。道路側による事業がほとんど占めていますけれども、これは制度が変わったわけじゃないんですね。従前は社会的な貢献ですとか、そういった観点からいろいろな地中化をされているとか、特に円高差益の関係を契機に、道路側は一切お金は出さずに事業者が社会的にも貢献しようという観点でルールを決めて、クライテリアという沿道の需要が高いところから順次埋めていくということをしてきているということでございますので、デファクト的に手法は変わってきていますが、制度的には何も変わっていないということでございます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

そうすると、地中方式、電線管理者単独でやったということだと思います。

ほかはよろしいですか。――どうもありがとうございました。

○屋井委員長 続けて、(4) 委員意見・ヒアリング概要等(案)についてということで、よろしく願います。

○蓮見分析官 資料5でございます。

これまで3回の委員会を開催してございます。これまでの御意見とヒアリング内容を第1回委員会でお示しした主な検討の観点ごとに集約・整理をいたしました。複数の観点にかかわるものもございますので、再掲もさせていただいておりますし、最後にその他の欄も設けてございます。

本日のヒアリングでいただいた御意見、御議論も追加した上で整理をしまして、次回、論点としてお示しして御議論を賜りたいと思っておりますが、前回までの御意見ということで整理したものについて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページ目でございます。無電柱化推進の基本的な方向でございます。アンダーラインのところを中心に説明させていただきます。「防災、安全、景観の問題といった様々な目的の下で無電柱化を推進していく絶好の機会」、「無電柱化の対象は、メリハリをつけることが必要」、「すぐに無電柱化できなくても、危険な電柱は移設するという方法もある」、「新設電柱の規制や更新時の無電柱化は基本」、「既存電柱の無電柱化は、優先順位を踏まえての検討が必要」等々の御意見をいただいております。

また、ヒアリングでは「歩道の真ん中の電柱や、曲がり角の電柱などは、安全面から非常に問題」、「電柱設置に際しては、子どもの視線も考慮すべき」、「無電柱化された場合の地上機器も、大きさや形状に関する技術開発や、設置場所について検討すべき」、「災害時には倒壊電柱が非常に障害になる」、「要請者負担方式は、自治体にとって負担が大きく、電線管理者の主体的な取組が求められる」といった御議論でございました。

基本的な方向ということでございますので、総括的な内容になろうと思っておりますが、どのような道路で無電柱化を進めていくのか、そのときの留意事項は何かという御議論かなと考えてございます。

2ページ目からは無電柱化の推進に関する具体的な施策でございます。まずは①国民の理解及び関心の増進について。

最初の御意見は、これは委員長からだったと思っておりますが、「電柱・電線を毎日見ていくなれてくるので、正常化バイアス」ということでございますが、「見過ごされて気が付かなくなる」、「一般市民の意識改革が重要」、「本来的には電柱を建てるときに理由を述べるべき」、「沿道住民の協力が得られる仕組み、制度等も含めて構想することが必要」、「事業者や住民の協力が不可欠」、「沿道住民や利用者等との合意形成、場合によっては一定の負担といった協力がないと実現しないことは明らか」、これは下の西オーストラリア州のお話とあわせて御意見を賜ってございます。「無電柱化の効果を「見える化」することが必要」であるということでした。

ヒアリングでは、「広報・啓発活動を充実していくことが必要」、「国民の理解が進んでいないため、継続的な発信が必要」、「住民の意識改革等が必要」、「無電柱化の推進には、住民等の理解と協力が不可欠」ということでございます。それから、「住民理解を得るには、電力会社だけでは困難で、自治体のイニシアチブに期待」ということもヒアリングでお話があったところでございます。

国民の理解を得ること、電柱・電線に関する意識改革が非常に重要だということ、また事業を行う現場レベルにおいても住民の理解と協力が不可欠だと、これらをどう進めていくのかということと理解してございます。

次に②道路の占用の禁止等についてでございます。「新設電柱の規制や更新時の無電柱化は基本」、「既設電柱の無電柱化は、優先順位を踏まえての検討が必要」、「道路法37条と推進法11条、12条をいかに組み合わせていくかが、今後の重要な論点になる」、「道路法37条はもう少し広域に適用できるはずであり、今後どのように使っていくのか検討する必要がある」、それから推進法11条、占用禁止の目的を幾つか書いてございますが、「これらの目的すべてを、道路法37条を用いて実現できるか、解釈を整理することが必要」、「占用制限を今後はもっと広く適用していくべき」、「占用制限は緊急輸送道路を対象としているが、法37条の規定では、「交通が著しくふくそうする道路」、「幅員が著しく狭い道路」も対象であり、検討すべき」、「良好な景観の形成」だけでは、漠然としており、どのような条件を当てはめて具体の道路を指定するか」といった御意見でございました。

ヒアリングでも道路法37条の「占用制限の対象を広げていただきたい」、「景観の観点からも積極的に活用できるような法律の運用面の支援をいただきたい」、また「道路の占用の禁止をもっと活用していくことが大事で、緊急輸送道路に加え、災害の防止、景観の観点からも11条の適用を期待している」、「無電柱化を推進する法律」の第11条と第12条を積極的に活用し、他事業に合わせた無電柱化を進めるべき」といった御意見をいただきました。

関係する条文は下に参考に載せてございます。道路法37条、先ほどから御議論になってございますが、「道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、道路の占用を禁止し、制限することができる」という規定でございます。

また、無電柱化の推進に関する法律第11条については、「道路法37条の規定による占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする」ということで、積極的に活用していくという中身と考えてございます。

現在は37条の後段部分ですね、「又は」以下のところを使いまして、緊急輸送道路で電柱の新設を禁止しているわけでございますが、前段部分も含めて、また新設の電柱、既設の電柱も含めて占用制限をどのように進めていくかということの御意見を賜ったと考えてございます。

次のページでございます。ここは電柱又は電線の設置の抑制及び撤去についてということで、「横断線への対応」、「都市計画、街づくりや防災計画等の中で、無電柱化を意識づけるための具体的な施策」、「37条と11条、12条の組み合わせ」等の御意見、それから、「12条の積極活用の期待」といったことをいただきました。

12条は、道路事業や市街地開発事業を実施する際に関係事業者——これは電線管理者でございませぬ——による電柱・電線の設置の抑制、それから撤去を規定した条文でございます。自治体からは、この条文への期待が非常に大きく、これをいかに運用していくかという御意見と理解してございます。

次のページ、④は調査研究、技術開発の推進でございます。「新たな技術や製品に対してチェックを行う機能が必要」である、技術開発をさまざま積極的に進めるべきだという御意見、ヒアリングでは「イニシャルコストのみではなく、保守コストも含めたトータルコスト」——きょうも議論いただきました——といった御意見を賜りました。

技術開発は重要であるということは言をまたないわけですが、無電柱化推進法におきましても第5条に關係事業者の責務として技術開発が位置づけられておりますし、13条では積極的な推進が規定されてございます。こういったものを積極的に進めるための方策をいろいろ議論していく必要があると思っております。

⑤は關係者相互の連携及び協力ということでございます。地上機器設置の調整も含めて、住民、電線管理者、自治体、それから道路管理者の連携・協力が不可欠だという御意見、ヒアリングでの御説明を賜ったところでございます。この連携をどのように図っていくかということかと理解してございます。

⑥は財政上、税制上の措置ということで、占用料の見直しも含めて、さまざま御意見を賜りました。「無電柱化の実施によって電気料金が跳ね上がらないよう留意すべき」といった御意見もございました。

電線管理者の主体的な取り組みのための環境整備、モチベーションの話、無電柱化を進める自治体への支援策はどうあるべきかという話であったかと理解してございます。

最後のページはその他でございます。本日の御意見も踏まえて、これに加えて再整理した上で論点を整理しまして、次回以降の検討をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。何か御意見ございますでしょうか。

○久保田委員 今までの皆さんの御議論は非常に的確な御意見だと思っております。

既に議論として出ているんですけど、優先順位の話は非常に大事だと私も理解します。そういう意味では、緊急輸送道路は優先順位が高いということで今回の施策が進むということは非常に理解できるわけですが、その先に進むときに、既に議論ありましたが、交通安全とかバリアフリーとか景観とかいろいろな要素が入ってくる中で、道路管理者なり自治体がどれを優先して、その順番でやっていくのかというスキームができませんと、自治体としては取り組みにくくなるだろう。

そういう意味では、優先順位のつくり方とか、関連する別の施策、例えば交通安全とかバリアフリーとか景観とどう組み合わせ、全体として効果を上げていくかみたいな大きなスキームをこの中で提示できるような方向を目指していただければと思いました。

以上です。

○屋井委員長 ありがとうございます。

○天野委員 基本的な方向の中で、日本国土全部とは言いませんけれども、ある領域を定めた場合は電柱と電線がないのが当たり前で、あるのが変なんだということは基本的な最初のところでどこかでうたっておいたほうがいいんじゃないですか。

国土全部という言い過ぎですけど、あるエリアではないのが普通なんだよ、あるのが変なんだよ、だから、そっちに向けていくんだよと。芦屋市のように全部という理想的ですけど、そういうところも含めて、ないのが当然なんだ、あるのが変だということを最初の基本のところでは書けたらと思います。もし可能だったらお願いします。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

○鈴置委員 最初の基本的な方向という項目の意味がよくわからない。いろいろな要素が

混ざって入っていて、わかりづらい感じがする。

○屋井委員長 ほかに何か御意見ございますか。

○松原委員 先ほども御説明いただきましたように、道路法の36条で基準に適合したら許可しなければならないとなっています。一方、37条で必要と認める場合は占用禁止制限できるという例外がついていまして、この2つがもとの道路法であるわけですがけれども、そこで緊急輸送道路であるとか、著しく交通がふくそうする道路であるとか、幅員が狭い道路というので例外がついてきたわけですね。

さらに、ここで無電柱化推進法が重なりました。無電柱化推進法の中には景観をよくするとか、防災とか、3つ必要なことが書かれています。その分だけ国や自治体が必要な例外として認めると、さらに例外が拡張されたと理解できると思います。

もちろん最初から電柱は全てないのが当然だということであれば、それに越したことはないのですが、現実に例外に順位をつけるんだとしたら、いかに国及び自治体を選択していくのかというふうに話が進んでいくと思います。それが条例の内容になると期待するんですが、芦屋市がおっしゃいましたように、12条には「関係事業者は」と主体がここで書かれていまして、関係事業者がどれぐらい前向きになるのか、させるのかという方向で議論しないと話が進まないことになると思います。先ほど占用料のことを申し上げましたが、併せて法律の読み込みを進めていくことが必要になると私は理解しています。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

質問が1点ありました。きょうはヒアリング概要をまとめてみたときの書き方として、「基本的な方向」という言葉を使ったという理解なので、これから、さらに論点を整理して提言というか、まとめていく段階では、もう少し適切な言葉がいろいろ出てくるんでしょうね。

方向という言葉よりも、法律に基づいているような理念もあるし、プライオリティみたいなものもありましたけれども、プライオリティをつけるためのさまざまな考え方だとか、いろいろな整理がこれからされてきますので、今の御質問も踏まえて、これから御検討いただければ結構だと思います。先生、そのくらいの意味合いでよろしいでしょうか。

今いただいている御意見も、きょうのヒアリング概要等の中に入れていただけて、それから、ここに出していないものを次回の会議までにお考えいただいたら、それを御提案いただいても大変ありがたいと思いますので、その件もお願いしたいと思います。

この議題としては、今まで大変貴重なヒアリングを3回、行わせていただきました。それから、委員会のメンバーとしての意見もいろいろ出てきたものを取りまとめてリストにしてもらったということでもありますので、今後、きょうの意見も踏まえて論点として改めて整理していくことになると思います。

○屋井委員長 今後の進め方に入ってよろしいでしょうか。お願いします。

○蓮見分析官 今後の進め方でございます。資料6でございます。

本日、第4回でございますが、関係者からのヒアリング、海外、それから無電柱化の歴史等について御議論いただいたところでございます。次回以降は、本日の御意見も踏まえ

て無電柱化推進に関する論点整理をさせていただいて、それぞれの検討をより深掘りさせていただきたいと思います。その後、短期的、中長期的に講ずべき施策について取りまとめをしていただきたいと思います。

今後の進め方については以上でございます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

時間になっていますが、何か今後の進め方に関して御意見ございますでしょうか。

5回目以降となっていますから、あと何回あるかはっきりしませんが、論点を整理した上で短期的、中長期的な施策、こういうものを検討していこうと。法律のほうで推進計画だとかつくられていくスキームがありますから、そこにもいろいろな提言ができることが望まれているでしょう。

そういう中では、先ほど来、出てきているようなプライオリティ、優先順位もいろいろあるわけですが、それを考える上でも、ある種計画をつくり、それが国の計画だけではなくて自治体の計画があり、関係するさまざまな主体が連携をとって、その計画に基づいて事業を推進できるような、そういうスキームというのかな、これがなければいけない。

事業者はいろいろな性格があって、今までは道路管理者が中心的に合意形成等もしてきましたけれども、それだけではなかなか難しいということもありますから、関連する皆さんが互いに役割を分担したり、役割を新たに超えて、そういうものに取り組んでいくという、こういうことを進めるためにも何らかのガイドラインや指針みたいなものが要るかもしれません。検討課題はこれから整理されてくると思いますので、きょうの議論も踏まえて、よろしくお願ひしたいと思います。

勝手にまとめを申し上げたつもりなので、最後、事務局にマイクをお返しして本日の議論は終わりたいと思います。御参加いただいた皆さん、どうもありがとうございました。マイクをお返しします。よろしくお願ひします。

○蓮見分析官 ありがとうございました。

本日の委員会資料は準備が整い次第、速やかに国土交通省のホームページで公表を予定してございます。

以上をもって第4回無電柱化推進のあり方検討委員会を終了させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

——了——